

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和7年10月22日（水） 午前9時30分開会・午前11時00分閉会
開 催 場 所	市庁舎B棟5階 第3委員会室
議 長 氏 名	入間市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 高 山 勇
出席委員氏名	安 部 仁 委員 手 島 吉 紀 委員 高 山 勇 委員 吉 野 勝 委員 館 秀 典 委員 夏 井 正 明 委員
欠席委員氏名	倉 島 安 司 委員 齊 藤 俊 明 委員
説 明 者 氏 名	事務局総務課 副主幹 園田 民子 地域保健課 課長 今井 文香 副主幹 設楽 久美子 人事課 参事兼課長 宮澤 昌樹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	・開会 ・会長選出 ・会長あいさつ ・会長職務代理者の指名 ・会議録署名委員の指名 ・会議の公開・非公開の決定 ・議事（公開） (1)【報告事項】入間市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について (2)【報告事項】令和6年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (3)【報告事項】保有個人情報の漏えい事案について (4)【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について (5)【報告事項】個人情報等に関する内部監査について (6)【報告事項】個人情報保護委員会令和6年度年次報告について ・その他（公開） ・閉会（公開）

会 議 録

傍 聴 者 数	0 人
配 布 資 料	・ 令和 7 年度第 1 回情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 ・ 入間市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿・令和 7 年度第 1 回 情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料 ・ (資料別紙 1) 入間市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・ (資料別紙 2) 令和 6 年度情報公開請求(申出)・決定状況 ・ (資料別紙 3) 令和 6 年度自己情報の開示請求・決定状況 ・ (資料別紙 4) 麻しん風しん予防接種第 2 期(小学校就学前)の「予診票」 の誤発送による保有個人情報の漏洩について ・ (資料別紙 5) 令和 7 年度職員採用試験(6 月試験)の受験票の誤送信に よる保有個人情報の漏洩について ・ (資料別紙 6) 令和 7 年度個人情報ファイル簿一覧 ・ (資料別紙 7) ① 令和 7 年度セルフチェックシート(集計) ② 特定個人情報理解度テスト実施状況一覧 ③ 個人情報確認テスト実施状況一覧
事 務 局 職 員 職 氏 名	総務部部長 平沼 宏之 総務課主幹 町田 秀紀 総務課主事 渡邊 陸 総務課長 半田 英樹 総務課副主幹 園田 民子
会議録作成方法	要点筆記
議事の概要(経過)・決定事項	
1 会長選出、会長職務代理者指名 委員の互選により、高山委員が会長に選出された。 高山委員から、会長職務代理者に倉島委員が指名された。 2 会議録署名委員の決定 本日の議事録署名人は、館委員とする。 3 会議の公開・非公開の決定 公開 4 議事 (1)【報告事項】入間市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について (2)【報告事項】令和 6 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (3)【報告事項】保有個人情報の漏えい事案について (4)【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について	

会 議 録

(5)【報告事項】個人情報等に関する内部監査について (6)【報告事項】個人情報保護委員会令和6年度年次報告について	
発言者／(回答者)	発 言 内 容
高 山 会 長 (事務局 園田)	【議事】 1 入間市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について 「報告事項 入間市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布された。一部の規定を除き、令和7年6月1日より施行された。改正の内容は「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これに代わるものとして「拘禁刑」が創設されるもので受刑者の年齢や特性に合わせて作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を行えるようになる。 入間市個人情報の保護に関する法律施行条例では、制定附則第3条第3項及び第4項において「懲役」を引用していたことから、「拘禁刑」へ改正を行った（令和7年2月議会議案上程、令和7年6月1日施行）。 (質問等なし)
高 山 会 長 (事務局 園田) 夏 井 委 員 (事務局 園田)	2 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 「報告事項 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 会議資料、別紙2、3を用いて説明。 別紙2について請求者の区分について市内に住所を有する者が8人で249件ということは特定の人が多いの請求をしているのか。 特定の方からの請求が多い。8名の中で一番多い件数として173件あった。
高 山 会 長 (事務局 園田)	3 保有個人情報の漏えい事案について 「報告事項 保有個人情報の漏えい事案について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 入間市において個人情報保護委員会への報告義務の基準には満たないものだったが、公表及び同委員会への情報提供を行った保有個人情報の漏えい事案が2件あったため、担当課の職員より説明させていただく。
地域保健課長 手 島 委 員	別紙4を用いて説明。 抽出方法の誤りはシステムの不具合それとも操作の不具合か。また、封入

会 議 録

地域保健課長	したのは職員か。
手 島 委 員	職員の抽出作業のミスである。窓あき封筒を使用しており、通知文に住所と名前が印刷されており、宛名となっている。予診票にも名前、生年月日、性別が印刷されている。通知文と予診票の組み合わせの確認をしないまま封入してしまった。封入については職員が行っている。
地域保健課長	職員の作業ミスだと思うがそれに対しての対策はしているのか。
手 島 委 員	二重チェックを徹底していく。
夏 井 委 員	数が多いと大変だと思うため、二重チェック以外の方法を検討してもよいのでないか。
地域保健課長	予診票を確認したが、名前等を対象者自身に書かせる形に変更してみてもどうか。
吉 野 委 員	記入漏れがないようにこのような形を取っていた。今回の事案を通じ改めて検討する。
地域保健課長	同じような事務はどの程度の数があるのか。
高 山 会 長	乳幼児を対象としたものが10種程度ある。
	二重チェックというのはもちろんだが、抽出時等の入り口段階でのミスを防ぐ方法を検討したほうが良いのではないか。
	続いて総務部人事課の案件について報告を願う。
人 事 課 長	資料5を用いて説明。
手 島 委 員	原因はRPAの不具合か。システムの改修等を検討したほうが良いのではないか。
人 事 課 長	通常発生しないエラーメッセージが出たことが原因である。システムの仕組みがエラーメッセージに対応していなかった。今回の件を通じて最終的なメール送信の部分は職員が行うことにしている。また、ガイドラインには大量にメール送信する際には職員が最終確認を行うこととして記載し全庁に周知している。
高 山 会 長	RPA を使用することによって税関係等大量に処理する場合には効果があると思うが、人事課の件数でどれほどの効果があるのか。
人 事 課 長	今回計150件分のメールの処理が必要であった。昨年度は4回採用試験を行っていたため、一定の効果はあると考えられる。
館 委 員	途中で気づいたということは誰かがその作業を見ていたということか。
人 事 課 長	時折職員が確認していた。
高 山 会 長	4 個人情報ファイル簿の更新及び公表について 「報告事項 個人情報ファイル簿の更新及び公表について」を議題とする。

会 議 録

(事務局 園田)	事務局より内容の報告を願う。 会議資料、別紙6を用いて説明。 (質問等なし)
高 山 会 長	5 個人情報等に関する内部監査について 「報告事項 個人情報等に関する内部監査について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。
(事務局 園田) 手 島 委 員	会議資料、別紙7-①②③を用いて説明。 意見をさせていただく。漏えいに関して今回話のあった案件については二重チェックをしていなかったことが原因であったため、そういった項目をチェックリストに追加していくべきではないか。さらにガイドラインに沿ってRPAを使用しているか等も含めて追加するべきではないか。
(事務局 園田) 総 務 課 長	また、個人情報をメールでやり取りしてよいのか。 各課で起こった漏えいの原因については、今後予定をしている現地確認でも確認をしていく。また、チェックリストへの追加についても検討していく。
手 島 委 員 総 務 部 長 高 山 会 長	個人情報のメールでのやり取りについては誤送信等もあり得るものである。各課での細かな運用については把握しきれてはいないが、情報の収集を行っていくことが今後の検討課題と考えている。 先ほどの人事課の案件では、個人情報はどの程度含まれていたのか。 名前（フリガナ）、受験番号、性別、顔写真が含まれていた。 チェックリストの内容については重要な基本的事項を記載するだけでなく具体的な事案等も記載してもよいのではないか。
高 山 会 長	6 個人情報保護委員会令和6年度年次報告について 「報告事項 個人情報保護委員会令和6年度年次報告について」を議事とする。事務局より内容の報告を願う。
(事務局 園田) 手 島 委 員	会議資料を用いて説明。 今回の漏えいについて記載がない。これでは市の対応は全く問題ないと読めてしまう。しかし、2件漏えいが起こっている。それに対してどう改善していくか等の記載をするべきではないか。
総 務 部 長 高 山 会 長	監査等を通じ、再発防止に努めていく。 審議会に対しても報告や説明を資料の中に記載してほしい。
(事務局 園田)	個人情報漏えいの際の個人情報保護委員会への報告義務の基準について説明を願う。 具体的な内容としては、要配慮個人情報が含まれている漏えいや不正に利用されることにより財産的被害が生じる恐れがある漏えいが発生した場合、

会 議 録

高 山 会 長	不正な目的をもって行われた恐れのある漏えい、保有個人情報等の本人の数が100人を超えた場合等が挙げられる。
(事務局 園田)	先ほどの2件は本人の数が100人に満たないため、報告をしなかったのか。
安 部 委 員	いずれの要件にも合致していないため、報告義務はない。報告義務はないが、個人情報保護委員会への情報提供を行った。
(事務局 園田)	個人情報保護委員会への報告の他に市民へは市公式 HP にて報告したということだが、市議会への報告はしないものなのか。
安 部 委 員	現時点では市公式 HP を通じ市民の皆様へ報告させていただいている。今回の件については市議会への報告は行っていない。
総 務 課 長	市民全員が市公式 HP を隅々まで見られているわけではないため、市議会への報告を行うことで議員を通じ市民への報告をしたということになる。こういったもののへの関心を持っている議員も多い。管理職をはじめ組織全体の緊張感を持たせることが出来る。複数の目で確認することが望ましい。
高 山 会 長	現在は議会への報告についての取り決めはないが、議会事務局との調整も必要となってくるものになるため、検討していく。
	一般市民へ広く周知できる方法を検討したほうが良いと感じる。
	【その他】 令和7年度第2回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会の次回日程について説明。
	～閉会～
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。	
令和7年 11月 17日	
議 長 の 署 名	高 山 勇
議長が指名した者の署名	館 分 米